

茨城県報 第7124号

昭和58年3月14日

月曜日

目次

規則

●茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則(畜産課)	1
--------------------------------------	---

ページ

告示

●県立自然公園の公園事業の一部決定(環境管理課)	2
●特定第3号漁業者の共済契約締結申込みの同意成立の認定(漁政課)	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)	3
●土地改良法に基づく換地処分(")	3
●道路の区域変更(道路維持課)	3
●道路の供用開始(3件)(")	4
●那珂川水系一級河川桂川の一部用途廃止(河川課)	5
●堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(")	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	6
●土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可(")	7
●土地区画整理組合の理事の住所変更(3件)(")	7
●都市計画事業の変更認可(2件)(都市施設課)	8
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	9

公告

●家畜商免許の取消し(畜産課)	9
●地籍調査の成果認証(農地計画課)	10
●公共測量の実施(都市計画課)	10
●聴聞の実施(4件)(建築指導課)	11
●開発行為の工事完了(2件)(")	11
●道路位置の指定(")	12

規則

茨城県規則第8号

茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県畜産関係手数料徴収規則(昭和51年茨城県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の項中

「	(±) 豚 コ レ ラ	2 0 0 円	を
」			
「	(±) 豚 コ レ ラ	2 2 0 円	に
」			

改める。

付 則

この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第435号

茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第 5 条第 1 項の規定により、奥久慈県立自然公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、公園事業の位置を表示した図面は、茨城県庁及び大子町役場に備えて供覧する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

事 業 の 種 類	位 置
道 路 (歩 道)	久慈郡大子町上野宮

茨城県告示第436号

特定第 3 号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり、当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第 158 号）第 108 条の 2 第 2 項に規定する要件に適合しているので、同条第 4 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町2841	江 橋 茂
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町831	大 川 皓 右

茨城県告示第437号

古河市長逆井督から昭和58年 1 月 20 日 付けて認可申請のあつた大山教明地区土地改良事業の計画変更については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 3 第 5 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

大山教明地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年 3 月 16 日から昭和58年 4 月 5 日まで

3 縦覧の場所 古河市役所

茨城県告示第438号

鹿島海岸土地改良区が行おうとする鹿島海岸地区土地改良事業の計画変更については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

鹿島海岸土地改良区定款の写し

鹿島海岸地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年 3 月 16 日から昭和58年 4 月 5 日まで

3 縦覧の場所 鹿島町役場

茨城県告示第439号

昭和57年12月 3 日 付け農管指令第 584 号をもつて認可した南小泉地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第440号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年 3 月 14 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市米沢町396番1から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 1,026.00	
		最小 4.90		
水戸市笠原町245番まで	新	最大 11.00 最小 4.90	1,026.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 47.00 最小 15.00	510.00	

茨城県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道下子水海道線
- 2 供用開始の区間
水海道市平町字屋敷附377番1地先から
水海道市平町字屋敷附385番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年3月14日

茨城県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道戸崎上稲吉線
- 2 供用開始の区間
土浦市大字菅谷字タカノス1161番から
土浦市大字菅谷字前原1273番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年3月14日

茨城県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和58年3月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道久能中田線
- 2 供用開始の区間
古河市大字大山字西野560番1地先から
古河市大字中田字藤塚2233番3まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年3月15日

茨城県告示第444号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 那珂川水系一級河川桂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和58年3月14日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
東茨城郡桂村大字孫根字前峰3番の2地先から同郡同村大字錫高野字池下211番地先まで	土 地	11,617.46㎡

茨城県告示第445号

河川法(昭和39年法律第167条)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について、協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県石下土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置
利根川水系一級河川 山 川	右 岸 堤 防	結城郡八千代町大字若字向曾根1231番の1地先から 結城郡八千代町大字若字新田1166番の1地先まで

2 管理を行う者の住所及び氏名

住 所 結城郡八千代町大字菅谷1170番地

氏 名 道路管理者 八千代町

八千代町長 宮 本 邦 朋

3 管 理 の 内 容

(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)路肩, 道路の付属物その他もつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の付属物にかかるものに限る。), 改築, 維持又は修繕

(2) 管理する兼用範囲及び維持範囲については, 別添横断図のとおりとする。

(3) 原則として, 道路専用施設に係る災害復旧

4 管 理 の 期 間 昭和58年3月14日から道路の存続する日まで

茨城県告示第446号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により遠原土地区画整理組合の事業計画の変更については, 次のとおり認可した。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 組 合 の 名 称 遠原土地区画整理組合

2 事 業 施 行 期 間 昭和54年2月5日から昭和61年3月31日まで

3 施 行 地 区

那珂湊市平磯町字外堀込, 字瓜塚, 字金砂久保, 字遠原, 字東遠原, 字北遠原, 字深川の各一部と那珂湊市字烏が台の一部

4 事 務 所 の 所 在 地 那珂湊市和田町二丁目12番1号

財団法人 那珂湊市開発公社内

5 設 立 認 可 の 年 月 日

昭和54年2月5日

6 変 更 の 主 な 内 容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更

7 変 更 認 可 の 年 月 日

昭和58年3月14日

茨城県告示第447号

土地区画整理法 (昭和29年法律第 119 号) 第39条第 1 項の規定により取手市寺原第一土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年 3 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 取手市寺原第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和50年 1 月20日から昭和59年 3 月31日まで
- 3 施 行 地 区
取手市大字寺田字本郷の一部
" 大字井野字除ヶ戸, 字井野の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 取手市大字寺田5665— 1 番地
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和50年 1 月20日
- 6 変 更 の 主 な 内 容
定款 (施行期間の延長) 及び資金計画の変更並びに施行期間 (昭和57年度から昭和58年度に) の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和58年 3 月14日

茨城県告示第448号

土地区画整理法 (昭和29年法律第 119 号) 第29条第 2 項の規定に基づき南部第一土地区画整理組合の理事の住所の変更について次のとおり告示する。

昭和58年 3 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

	職 名	氏 名	住 所
変更前	理 事	酒 地 徳 男	日立市久慈町2628番地
	"	鈴 木 謙 太 郎	" " 2473番地
	"	山 形 鉄 雄	" " 2657番地
	"	宮 田 信 郎	" 南高野町238番地の 2
変更後	理 事	酒 地 徳 男	日立市久慈町 7 丁目 7 番 2 号
	"	鈴 木 謙 太 郎	" " 7 丁目26番10号
	"	山 形 鉄 雄	" " 7 丁目 8 番19号
	"	宮 田 信 郎	" 南高野町 2 丁目16番33号

茨城県告示第449号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき洞の入土地区画整理組合の理事の住所の変更について次のとおり告示する。

昭和58年 3 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

	職 名	氏 名	住 所
変更前	理 事	平 沢 旭	日立市南高野町742番地の3
変更後	理 事	平 沢 旭	日立市久慈町5丁目7番10号

茨城県告示第450号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき後瀬ヶ島土地区画整理組合の理事の住所の変更について次のとおり告示する。

昭和58年 3 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

	職 名	氏 名	住 所
変更前	理 事	赤 津 正 寿	日立市南高野町775番地
	"	赤 津 広	" " 743番地
	"	石 井 福 一	" " 650番地
変更後	理 事	赤 津 正 寿	日立市南高野町1丁目17番23号
	"	赤 津 広	" " 1丁目16番26号
	"	石 井 福 一	" " 1丁目2番19号

茨城県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和58年 3 月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 下館市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館結城都市計画公園事業
第2号 鬼怒緑地
- 3 事業施行期間 昭和56年1月16日から昭和61年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 結城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館結城都市計画道路事業
3.4.17 国府町西町線
- 3 事業施行期間 昭和53年6月5日から昭和61年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし

茨城県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営ほ場整備事業八千代西部地区に係る換地処分をした。

昭和58年3月14日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 義 男

公 告

●家畜商免許の取消し

次の者の家畜商免許は、家畜商法（昭和24年法律第208号）第7条第1項の規定により取り消したので公告する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 取り消した者の住所、氏名及び生年月日
茨城県東茨城郡小川町大字山野1650番地
野 原 昌 昭和13年1月10日生
- 2 登録年月日及び登録番号
昭和37年10月20日 第939号

●地籍調査の成果認証

土浦市、笠間市における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行つた者の名称	土浦市、笠間市
調査を行つた地域	土浦市 高津〔Ⅲ〕地区 下高津一丁目、下高津二丁目、中高津一丁目、国分町の各全部 笠間市 稲田〔Ⅰ〕、〔Ⅱ〕地区 大字稲田の全部
調査を行つた期間	土浦市下高津一丁目、下高津二丁目、中高津一丁目、国分町の各全部 昭和55年12月5日から昭和55年12月25日まで 笠間市大字稲田の全部 昭和56年9月17日から昭和56年12月25日まで
認 証 年 月 日	昭和58年3月7日

●公共測量の実施

住宅・都市整備公団研究・学園都市開発局開発局長浅谷陽治から公共測量の実施について通知があつたから、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測量計画機関 住宅・都市整備公団研究・学園都市開発局
- 2 測 量 の 種 類 基準点測量、水準点測量、方眼測量、平板測量
- 3 測 量 期 間 昭和58年3月14日から昭和58年9月30日まで
- 4 測 量 区 域 茨城県筑波郡豊里町大字手子生及び大字上里の一部

●聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 日 時 昭和58年3月17日（木）午前10時
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県議会庁舎第2会議室（地階）
- 3 被 聴 聞 者 東茨城郡美野里町納場870番39
有限会社常陽信用 代表取締役 原 田 国 興
-

- 1 日 時 昭和58年3月17日（木）午前11時
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県議会庁舎第2会議室（地階）
- 3 被 聴 聞 者 猿島郡三和町仁連1493
関根産業開発 関 根 芳 夫
-

- 1 日 時 昭和58年3月17日（木）午後1時
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県議会庁舎第2会議室（地階）
- 3 被 聴 聞 者 高萩市高萩101番3
高鈴商事 高 森 英 機
-

- 1 日 時 昭和58年3月17日（木）午後2時
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県議会庁舎第2会議室（地階）
- 3 被 聴 聞 者 勝田市表町14番10
寿住宅開発株式会社 代表取締役 斉 藤 栄
-

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字飯塚字拾番耕地1027番1

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町大字真壁198番地

熊 谷 徳次郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字公達9946番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番92, 同番93, 同番94, 同番165, 字黒田10004番8

2 事業主の住所及び氏名

大阪市北区中之島6丁目2番27号

積水ハウス株式会社 代表取締役 田 鍋 健

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 年 月 日 定 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
下土木指令 第67号	58. 3. 4	初沢 甲一	結城郡八千代町 大字菅谷213	結城郡八千代町大字菅 谷字権現山350番7	メートル 6.00	メートル 39.81
" 第68号	"	鈴木 栄一	水海道市豊岡町 乙1087	" 石下町大字平内 字前畑116番7, 133番4	6.00	48.00
境土木指令 第59号	58. 3. 1	山陽商事(株) 代表取締役 川戸 伍	東京都杉並区高 円寺南4丁目26 番19-305号	猿島郡三和町大字諸川 字大竹下1502-2の一 部, 1502-10	6.10	50.95

◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については、昭和55年4月以来、1か月1,200円にすえ置いてきましたが、第三種郵便物認可取消しによる郵送経費等の増加に伴い、昭和58年4月から1か月2,000円に改定する予定です。お知らせ致します。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ(金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所